

## 保育所待機児童数と利用率の推移

厚労省「保育所等関連状況取りまとめ(2022年4月1日)」から



家庭庁発足  
A  
POL

こども家庭庁には保育現場の環境改善や、行政の手が及びにくく未就園児への支援に期待がかかる。

厚労省の二二二年四月一日時点のまとめでは、待機児童は全国で三千人を下回った。希望する

保育所に入れないなど課題は残るもの、一七年の約二万六千人から大きく減った。

保育施設の「量」が充実したためとみられるが、保育士不足

や園庭のない保育所の増加など「質」の問題は今も残る。例えば保育士一人で四、五歳児三十人を受け持てるという国の最低基準は一九四八年から変わらない。また、東京都の実態調査によると、二〇一八年では保育士の退職理由の上位に「給料が安い」「仕事量が多い」が挙がり、労働条件の見直しも急務といえる。

従来の課題に加え、こども家庭庁は保育施設や幼稚園に通わない未就園児の支援も手がける。一九年度時点の推計で、未就園児は一歳で五十三万人(55・2%)、幼稚園の受け入れ可能年齢となる三歳でも二・三万人(3・5%)いる。中には、保護者が外国出身で日本の保育制度を知らない▽保護者に被虐待歴や精神疾患がある▽子どもの支援策の一つとして、こども家庭庁は二三年度、保育所など

始める。週一～一日のペースで預かり、保護者面談などを通じて継続的に支える方針だ。これらの施策のベースとなる「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」は、二三年度中に策定される。指針に関わる有識者懇談会メンバーで、認定NPO法人「児童虐待防止全国ネットワーク」理事の高祖常子さんは、未就園児支援について「子どもは保育所や幼稚園に通うなどし、近い年齢の子や保育士らと関わる中で成長する。専門職の目が入ることは虐待を防ぐ意味でも重要」と強調する。

また、こども家庭庁はデジタル技術の活用推進も掲げる。高祖さんは「支援を必要とする親ほど、時間や心の余裕がないことが多い。困っている人に行政側から情報を届けるプッシュ型の支援や、申請などのデジタル化が必要だ」と話す。

同庁は「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」を文科省と共に策定するなど連携を強化する。同庁には、子ども施策で他省庁の対応が不十分な場合に是正を求める「勧告権」もあり子どもの権利を守る司令塔として機能を果たせるか注目だ。

# 子を守る司令塔 期待

